

## 平成 26 年度全国職業訓練実施計画の策定に当たっての検討事項（求職者支援訓練関係）

論 点	平成 25 年度全国職業訓練実施計画
1. 基礎コースと実践コースの割合をどうするか。	<p>○ 基礎コース 30% ・ 実践コース 70%</p> <p>(59,700 人) (139,300 人)</p> <p>※地域職業訓練実施計画においては、基礎コースの割合を 30% 超としてはならない。</p>
2. 実践コースの重点を置くべき訓練分野・職種をどうするか。	<p>○ 実践コース 訓練認定規模の 70%</p> <p>うち介護系 実践コース全体の 25% 程度</p> <p>情報系 実践コース全体の 10% 程度</p> <p>医療事務系 実践コース全体の 10% 程度</p> <p>その他の成長分野（農業、環境、観光など）等 実践コース全体の 55% 程度</p>
3. 新規枠の割合をどうするか。	<p>○ 基礎コース 上限値 10%</p> <p>〔岩手県、宮城県、福島県は上限値 30%〕</p> <p>実践コース 上限値 20%</p> <p>〔岩手県、宮城県、福島県は上限値 30%〕</p> <p>※地域職業訓練実施計画においては、下限設定は外したものの、新規枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならない。</p>
4. その他 ・ 特定の対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の取扱いをどうするか。	<p>○ 「東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。」と規定。</p> <p>→ 具体的には、震災特例重機コースの設定、学卒未就職者訓練コースの設定（定員枠の確保）、就職・自立促進講習後の基礎コースの設定（定員枠の確保）などを実施。</p>